

(別紙)

(質問)

前任者が辞めた理由は何ですか？

(回答)

令和6年4月から町が指定管理者に指定していた方は、体調不良が重なり、こぶし食堂を運営することが困難になったため、同年8月末に指定管理者を取り消しました。

(質問)

定休日を月・火から変更することはできますか？

(回答)

貴団体が指定管理者として採用された場合、町と協議を行っていただき、町長が承認したときに変更することとなります。

(質問)

自動販売機を設置することはできますか？

(回答)

可能です。ただし、設置するにあたって、行政財産目的外使用料として、自動販売機の設置料を徴収します。自動販売機の売上等については、貴団体と自動販売機設置会社との契約に基づき指定管理者の収益となります。

(質問)

たばこの販売許可申請してもよろしいですか？

(回答)

たばこの販売は、財務省の許可が必要です。許可された場合、こぶし食堂の屋外に喫煙設備を設けていただくことになります。ただし、募集要項に基づき、施設の改装等に関しては町長の承認を得た場合に限り、指定管理者の費用負担により施設の改装を行うことができます。たばこの販売申請に係るお問い合わせについて、詳しくは四国財務局へお尋ねください。

(質問)

8月頃にプレオープンすることはできますか？

(回答)

できません。指定管理者の指定について砥部町議会で議決された後、準備期間を経て運営をスタートしていただくことになります。

(質問)

指定管理者が行う管理の基準について

閉館・休館・開館時間に関しては、要項通りでなくても、最終的には町長の判断・承諾で決定という事で読み込みましたが、それであってますか？

(回答)

貴団体が指定管理者として採用された場合、町と協議の上、町長の承認があれば、休館日及び開館時間を変更できます。施設の閉館をどうするかは、施設を廃止するかどうかの問題なので、町が議決を経て決定します。

(質問)

応募者の資格について

団体とは？今回、新たに集まった者で結成した団体でも可能ですか？

(回答)

団体とは、2名以上の人で組織された集団のことを指します。本こぶし食堂指定管理者募集にあたって新たに結成した団体でも応募可能です。

(質問)

情報公開について

日頃から毎月の報告書を提出するようになっていますが、それ以上に保有する情報とはどのような内容を指しますか？

(回答)

砥部町情報公開条例第 27 条の2により公開してください。想定されるものとして、運営上必要な許認可書類等です。

(質問)

関係法令の遵守について

仕様書に記載されているア〜クの条例や規則の内容は、必要な部分を抜粋して書面等で渡して頂けるのですか？

(回答)

ご自身でご確認ください。

(参考) 砥部町こぶし食堂指定管理者業務仕様書

1. 基本的な業務内容

(2) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営にあたり、次に掲げるものをはじめ、関係する法令を遵守すること。

- ア 地方自治法
- イ 砥部町こぶし食堂条例
- ウ 砥部町こぶし食堂条例施行規則
- エ 個人情報の保護に関する法律
- オ 個人情報の保護に関する法律施行規則
- カ 砥部町情報公開条例
- キ 砥部町情報公開条例施行規則
- ク 消防法
- ケ その他関係法令

(質問)

苦情への対応について

苦情の窓口は、まずはこぶし食堂にあると思いますが、相手が納得いかない場合の対応窓口はどこになりますか？町ですか？それとも自己解決ですか？

(回答)

仕様書1ページ1(3)の規定どおり、指定管理者は、利用者・住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を町へ報告してください。

(質問)

緊急時の対応

緊急時の対応計画を作成して、どこかに提出が必要ですか？また、災害などの避難場所として町や県が必要と認める場合の指示は、発災時ですか？前もってですか？

(回答)

提出の必要はありませんが、災害等緊急時について対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確な対応がとれるよう体制の整備を行ってください。また、災害等の避難場所としてこぶし食堂を使用する必要がある場合、発災以降に指示します。

(質問)

事業系ごみについて

事業系ごみの費用に関して、過去の団体のデータを教えてください。

(回答)

事業系ごみ費用について、指定管理者からの報告義務がないため砥部町は把握していません。
費用については、処理業者等にお問い合わせください。

(質問)

機器・設備について

定期点検や法定点検を業者に依頼する機器や設備がありますか？あれば具体的に教えてください。

(回答)

AED の買替えや消耗品交換費用(要項3ページ参照)については、町が負担します。

(質問)

その他

① 固定電話やレジはありますか？

(回答)

どちらもありません。必要に応じてご自身で準備いただくことになります。

(質問)

「過去の運営状況」の資料について

① 曜日別の来客数のデータはありますか？あれば資料を下さい

② 光熱水費の中に集落排水費用は含まれていますか？

③ 役務費とは？

④ 使用料及び賃借料は、こぶしの家のことですか？それとも他の機器や設備の事ですか？

(回答)

① 指定管理者からの報告書では、曜日別の来客数は記録していません。

② 含まれません。電気代及び水道代を指します。

③ 当時の運営状況の参考として、電話代と建物共済費をお示ししています。なお、建物共済費は町が負担するので、指定管理者の経費となりません。

④ 農業集落排水費用及び NHK 使用料を指します。

以上